

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年3月30日16時15分）

場所：災害対策本部室（第二分庁舎6階）

（副本部長（くらし安全防災局長））

ただいまから第3回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。初めに本部長である知事からご挨拶をお願いします。

（本部長（知事））

お疲れ様です。3月24日に改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の対策本部が26日に設置され、さらに28日には、政府の基本的対処方針が公表されました。

県では、すでに政府の対策本部設置を待たずに、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部に体制を移行しましたが、政府の本部立ち上げにより自動的にこの対策本部の会議は、法に基づく本部となりました。本日は、法定の本部として最初の会議となります。24日に開催した前回の本部会議以降も爆発的な感染拡大に備え、中等症患者を重点医療機関に集約することを核とする現場目線の医療体制「神奈川モデル」の打ち出しや神奈川モデルの実現に向けた政令市をはじめ、主要な首長との会議の開催、風評被害に苦しむ医療関係者を応援するキャンペーンなど全国でも類とない取り組みを進めてきました。

さらに、感染拡大が続く東京都の外出自粛要請の取り組みと協調して、「3密」と言われる「密閉」、「密集」、「密接」を避ける行動や不要不急の外出を避けること、特に先週末は、不要不急の外出を特に自粛していただくことなどを県民の皆様をお願いしたところであります。

入学、入社を控え、花見など外出の絶好の機会に心苦しいお願いでしたが、この週末の状況は、普段なら多くの人で賑わう場所も人出は少なく、多くの県民の皆様は適切に対応していただいたことに心から感謝申し上げます。しかし、いつ爆発的な感染拡大が起きてもおかしくない状況が続いています。感染拡大防止に向けて、県民の皆様とともに、取り組むことが大切だと考えています。

県は、これまでの新型コロナウイルス対策に積極的に取り組んできましたが、国の対処方針を踏まえ、改めて、県としての対処方針を整理しました。本日の会議では、国や県の最新の動向を共有するとともに、県の対処方針について協議します。本日の会議を経て、当面は、オーバーシュートを避けるための感染拡大防止を最重点とし、県民の生活や事業者の経営の安定に向けた支援、そして万が一に備えた医療供給体制の確保に全力で取り組むことが重要です。全庁で危機感を共有し、職員一人一人が、県民の安全と安心を守るという強い気持ちで対応することをお願いし、会議開催にあたってのあいさつとします。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

初めに、「(1) 国・県の動向」です。まず、資料1に基づいて、県の動向を統制部(健康医療局)から説明します。

(統制部(健康医療局))

資料1をご覧ください。3月27日に、新型コロナウイルス感染症拡大による医療崩壊を防ぐための会議として、県と保健所設置市、県医師会、県病院協会の関係団体に来ていただき、会議を開催しました。その会議で説明した内容等を説明します。

感染症の拡大防止に向けた神奈川医療体制「神奈川モデル」について、説明します。

まず、今後、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合、どういった対応をしなければいけないか、どういう体制をつくれればいいのか、という視点で考えた神奈川モデルです。

資料2ページのフェーズのとらえ方として、現在のフェーズ0は重症の患者が20名くらいまで、中等症の患者が100名くらいまでです。現在のフェーズから今後フェーズ1、フェーズ2と移行期、まん延期となったときに、医療崩壊を起こさないように医療体制を整える。患者が増えて医療崩壊が起きてしまうと新型コロナウイルス感染症ではない一般の治療が必要な患者の医療も崩壊してしまう。そういうことを絶対に起こさないために、拡大した新型コロナウイルス感染症の患者を医療提供体制に結びつけるための体制を考えるものです。

3ページをご覧ください。現在の受診・入院フローは、帰国者・接触者相談センターに電話をしていただき、そこで帰国者・接触者外来を紹介して外来を受けたうえで、PCR検査をして陽性の場合、その方の症状に関わらず、原則、医療機関に入院することになります。そして、回復すると自宅に戻るという流れになりますが、これでは、患者が爆発的に増えたときには、医療機関では体制が組めないので「神奈川モデル」をつくろうとしています。

4ページをご覧ください。患者の症状によって、適切な医療機関に搬送するために3つに分けています。まず、重症の方は救急救命センター等の病院に搬送する。そして、酸素投与は必要であるが人工呼吸器までは必要ない中等症患者をいかに早く適切な入院につなげて治療できるか、これが非常に重要なため、神奈川県では、中等症の患者を重点的に県内の重点医療機関を決めて取り組む。これが神奈川独自の取り組みです。

それから無症状あるいは軽症の患者は、自宅や宿泊施設でモニタリングをしながら状況をみるというように、3つに分けて患者を適切なところに搬送するというような取り組みを考えています。

5ページをご覧ください。帰国者・接触者外来までは一緒です。重症者は高度医療機関に搬送します。一番下、軽症、無症状の方は、自宅や宿泊施設に行ってください。そして一番多い中等症の患者を重点的に治療する医療機関を県内にいくつか作り、そこで患者を診て、その患者が重症になったら高度医療機関に搬送する。中等症から回復すれば、自宅あ

るいは宿泊施設に戻っていただく。このような仕組みを「神奈川モデル」として作ろうと考えています。

6ページをご覧ください。このような体制には必要な病床数がありますので、県では、移行期からまん延期には、重症の患者のために60床から300床は用意しなければならない。それから中等症の患者には、240床から2500床を用意しなければならない。これに向けて、重点医療機関と調整を進めているところです。

7ページをご覧ください。重点医療機関は新型コロナウイルス感染症の患者を中心に診ていただく病院になりますので、場合によっては、重点医療機関に入院している患者を違う病院に移送するためにサポートをしなければいけない。そうすると重点医療機関だけではなく、県内の様々な医療機関に協力をお願いしなければならないので、重点医療機関から症状が重くなった患者を受け入れていただく高度医療機関にも協力していただかなければいけませんし、すでに入院されている医療機関が高度医療機関になった場合は、既存の患者をどこかで受け入れていただく、あるいは重点医療機関で医療人材が必要になった場合に人を出していただく。そうした協力をお願いすることになります。また、陽性患者も、例えば、非常に感染リスクの高い高齢者が一緒にいるようなところには一緒に居られないので、自宅には戻れないといった場合の宿泊施設も確保しなければいけない。すでにこうした話をしているところ、協力を申し出ていただいた宿泊施設もありますので、患者を受け入れていただける宿泊施設を増やすことが必要です。

また、症状の軽い方に対する自宅や宿泊施設でのモニタリングをしていただける医療機関や、在宅医療に協力してくれる事業者など、県内すべての医療機関の方に協力をいただいて「神奈川モデル」を作ろうとしています。

先日、県内市町村の首長にお集まりいただき会議をしました。8ページをご覧ください。これは県だけではなく、政令市、保健所設置市そして一般の市町村すべての市町村に協力をいただいて県全体一丸となって取り組もうと各市町村に依頼をしたところです。先日設置した調整本部に市町村の方にも参画いただく。重点医療機関等を設置するにあたって、近隣住民の不安の解消や風評被害を抑えることへの協力、患者を搬送する手段として地域の救急車の活用など、市町村と県が連携しなければなりませんので、これらを説明して市町村の皆様と協議をしました。その結果、すべての市町村もこの取り組みに賛同いただきました。

9ページをご覧ください。この会議において、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県内首長及び関係団体の決意」という決意文を発出しました。いつ本県においてもオーバーシュートするかもしれないので備えておく必要がある。また医療崩壊は絶対に回避しなければいけない。さらにいわれのない差別を受けている医療従事者を応援しなければいけないという趣旨で、医療崩壊を絶対に防ぐために、中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医

療機関」の設定など新たな医療体制「神奈川モデル」の推進に向けて連携して取り組む。また医療を支えている医療従事者やそのご家族を全力で応援する。これらをみなさまにご賛同いただき、決意の文書を作りました。

また、別紙2のとおり、住民の皆様へのお願いということで、感染症のまん延による医療の崩壊や日常生活の停滞を起こさないため、消費者の不安から本当に必要な人にもものが届かないといったことを防ぐために、住民の皆様にもお願いをしようと、①感染拡大の防止に向けて、一人ひとりが強い危機意識をもって行動してください。②人混みへの不要不急の外出を控え、仕事についても、できるだけ自宅でできるよう工夫をお願いします。③正しい情報に基づき、冷静な消費行動をお願いします。④医療を支えている医療従事者やそのご家族を全力で応援してください。これらも賛同いただきました。

神奈川モデルをすでにさまざまな医療機関や宿泊施設と調整していますので、万が一、オーバーシュートしても対応できるように、各局の皆様にも今後色々ご協力いただきますが、どうぞよろしくをお願いします。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それでは、国の動向について、資料2に基づいて、統制部(健康医療局)からご報告願います。

(統制部(健康医療局))

資料2の1ページ、3月28日付けで国の基本的対処方針が示されました。

「現時点では、国内では、未だ大規模なまん延が認められる地域があるわけではないが、積極的疫学調査等のまん延防止策により、各地域において感染経路の不明な患者やクラスター(患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。)の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大(以下「オーバーシュート」という。)の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。」

「また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。」

「あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。」

「今後講じるべき対策を現時点で整理し、ここに法第18条第1項に規定する基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)として、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。」

「新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。」

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項の（1）情報提供・共有、

「① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。」

「・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。」

こうしたことを行っていくということで、「診療に携わった」以降の部分については、本県から提案し、採択され、記載されたものです。

「① 都道府県は、まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、的確に打ち出す。

② 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。」

「② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。」

「政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うことと」すると、記載されています。

「1）人権等への配慮

① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。」

「2）物資・資材の供給

① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じて、マスクや消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。」

このように、国から基本対処方針が示されました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

国の基本的対処方針の概要について説明がありました。

これを踏まえ、(2)の議題について、本県として、神奈川県対処方針を取りまとめたというものです。資料3に基づいて説明します。

なお、各都道府県が対処方針を作らなければならないという法の取り決めはありませんので、この神奈川県対処方針は、国の基本的対処方針を踏まえた任意のものです。

先ほど説明のありました国の基本的対処方針の中で、都道府県が主語になっているような部分に対応する形で、項目は国の基本的対処方針に合わせました。

「1 まん延防止対策

(1) 県民への広報

- ホームページの特設サイト「新型コロナウイルス感染症対策」などを通じて、予防法、患者の発生状況、感染を疑う場合の対応、専門ダイヤルや帰国者・接触者相談センター等の各種窓口、医療機関の状況など、総合的な情報発信に努める。
- 特に、情報基盤「コロナモニタリングボードかながわ」を通じて収集した医療機関の情報については、県民に広く情報提供を行う。
- 県民一人ひとりにあった、きめ細かな情報の発信を行う、LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 感染拡大の状況に応じ、次のような感染拡大防止対策を呼びかける。
 - ・「密閉」「密集」「密接」を避ける行動をすること
 - ・人混みへの不要不急の外出を控え、仕事についても、なるべく自宅でできるよう工夫すること
 - ・人が集まるイベントの延期や中止、開催方法の工夫などの検討を行うこと

(2) 県機関における取り組み」ですが、これは今まで本部会議で議論しました基本方針を集約したもので県内部向けなので、この場では省略します。」

「2 サーベイランス・医療の提供

(1) 検査体制の充実

- 保健所設置市と連携し、PCR検査の実施体制の充実に努める。県衛生研究所が理学研究所と共同で開発したスマートアンプ法による迅速な検査の実施を進める。
- さらなる感染の拡大に対応できるよう、民間の検査機関等も含め、検査体制の拡充に努める。」

(2) 医療供給体制の確保

- 専門相談ダイヤル、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、感染症指定医療機関の連携による適切な医療供給体制の確保に努める。
- 感染が拡大して、フェーズ1(移行期)やフェーズ2(まん延期)となった事態に備え、県本部の統制部に設置した調整本部が、中等症患者は重点医療機関(240~2,500床を段階的に確保)で、重症者は高度医療機関(60~300床程度を段階的に確保)で、

軽症者は自宅又は宿泊施設で、それぞれ対応できるよう県が患者受入や搬送等の調整を行う、いわゆる「神奈川モデル」の早期の確立に向け、関係機関との調整に努める。

○LINE を活用した個別相談「新型コロナ対策パーソナルサポート」に登録された情報を科学的に分析し、その結果を医療供給体制の整備等の検討に活用する。

○神奈川モデルの整備や、感染の爆発的拡大時の医療崩壊を防ぐため、保健所設置市や医療関係団体との連携体制の強化に努める。

○病院等での従事者やその家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努め、社会全体で医療従事者等を応援するムーブメントを起こす。」

「3 経済・雇用対策

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への「経営相談窓口」での相談対応や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。

○企業における雇用への悪影響を回避するため、国と連携して、企業への啓発や各種助成金の周知などに努める。」

「4 物資・資機材の確保

○医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。」

「5 本部体制の充実

○特措法に基づく本部体制の下、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

○特に、今後の爆発的感染拡大に備え、県内の医療資源の総合調整を担う統制部（調整本部）の体制について、保健所設置市からの職員派遣を受けるなど、県内自治体を含む関係機関との連携を推進し、体制の充実に努める。」

「6 その他

○避難所の間仕切りシステムの備蓄など、自然災害発生時も見据えた新型コロナウイルス感染症対策を進める。

○本方針に定めた、対策や体制については、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。」

国の基本的対処方針を踏まえ、本部長が発言したとおり、全国で類を見ない取組を含めて、今後の大きな対処方針として整理したものです。

次に、資料4、対処方針の1（2）県機関における取り組みを詳細に説明したものがこれまで本部会議で合意してきた県の基本方針という扱いになりますが、前回との変更点は、「2 県立学校向け対策」になりますので、教育部からお願いします。

（教育部）

資料4の別添資料1、現在の新型コロナウイルスの状況をふまえた県教育委員会の対応です。

1 県立学校における対応について、この間の状況を踏まえまして、従来の基本的な考え方である児童・生徒の安全、安心を守ること、特に県立高校については、その大半の生徒が公共交通機関を利用し、広範囲から通学している状況を踏まえ、

「(1) 現時点において、県立学校については、4月6日(月)の始業日以降2週間程度、臨時休業とする。」

「○ ただし、

- ・入学式(県立高校の大半は4月7日)は卒業式と同様に、規模の縮小や時間を短縮して実施する。
- ・また、4月6日の週及び4月13日の週に、各学年別等で登校日を設け、必要な連絡、指導等」、年度初めのガイダンス、オリエンテーションは行います。

「(2) その後、状況の推移を見定めながら、学校再開に向けて、学年別の分散登校(一週間に1、2回程度の登校)、時差通学及び短縮授業など、教育活動を段階的に再開していくことを検討する。」

「(3) また、この方針は、今後の本県の感染状況及び国の専門家会議の意見による対応等により変更することがある。」

2 社会教育施設における対応については、これまでの対応と同様です。

この本部会議でご了解いただければ、本日付けで県立学校長に通知するとともに、市町村教育委員会に送付する準備を進めたいと考えています。

(副本部長(くらし安全防災局長))

ありがとうございました。なお、イベント等の実施の扱いにつきましては、前回の本部会議で4月24日までと期間を延長しましたが、今回は期間の延長はなく、従前どおりです。

以上、神奈川県としての対処方針案、それから、まん延防止対策の(2)県機関における取り組みを具体化した県の基本方針の若干の変更がありました。これらについて補足や意見等ございましたら、お願いします。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県基本方針案を本日付で案を取って確定させたいと思いますが、本部長いかがでしょうか。

(本部長(知事))

はい、お願いします。

(副本部長(くらし安全防災局長))

それでは、資料3は、本日付けで正式に固めたいと思います。

本日予定されていた資料につきましては、以上です。その他に何かありますか。

最後に本部長から何か一言あれば、お願いします。

(本部長 (知事))

ご苦労様です。我々は大変な危機感をもって臨んでいきたいということを皆さんと改めて共有したいと思います。

今日、志村けんさんが亡くなられ、国民の皆さんが大変大きなショックを受けているということでもあります。それに、アメリカ、フランス、イタリアの状況、こんな事になるのかと、信じられない思いで見えておりますが、あれが日本、神奈川県で起きてても不思議ではない、まさにギリギリのところにいるという意識を皆さんと共有することが一番大事だと思います。

外出自粛のように要請に過ぎないことであっても、県民の多くの皆さんが応えてくださったことは心から感謝したいと思います。

それから、まだまだ若い人の間でその辺りの認識不足のところがあるので、この辺りはしっかりと啓発活動を進めていかなければならないと思います。

それから、対処方針の「5 本部体制の充実」の「○特措法に基づく本部体制の下、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。」という言葉の重みをしっかりと受け止めてほしいと思います。県庁全体が本当にその危機意識を共有しているかどうか、改めて関係各所だけでなく、全ての各所が確認をしてほしいと思います。

今、県庁は、全庁がコロナ体制に入っていると受け止めてほしいと思います。従来の業務があるのは、それはそれとし、最優先で全庁、全てのグループが新型コロナウイルス対策に取り組む方針を断固として貫いてほしいと思います。今、それぞれの部局から人を派遣してもらい、この対策本部で働いてもらっているということがありますが、それだけではなく、全ての部局がコロナ対策本部であるという意識を持ち、この難局に全庁を挙げ、取り組んでほしい。このことだけは確認したいと思います。それは徹底してください。よろしくお願いします。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。以上で本日の本部会議を終了します。